

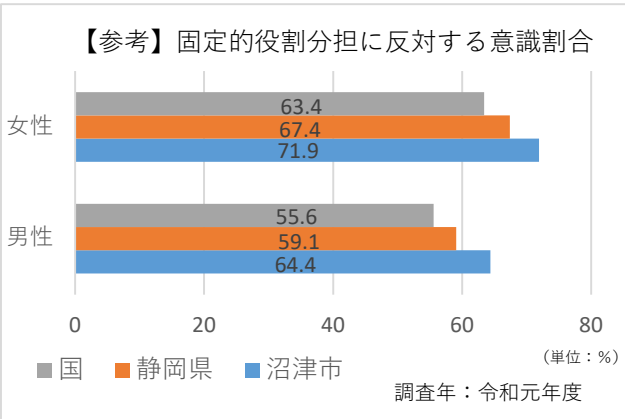
第5次沼津市男女共同参画基本計画の策定について（概要）

資料 3

1.第4次基本計画と女性活躍計画の成果

(1)「固定的性別役割分担に反対する」意識変化

	平成28年度	令和元年度	
女性	53.4%	71.9%	女性 は18.5%増加 男性 は20.6%増加
男性	43.8%	64.4%	



(2)第4次男女共同参画基本計画 重点取組の状況

分野	主な取組項目	策定時	目標値	R2年度 (見込)	評価見込
家庭	男性の家庭参画を促す施策の実施	1回/年	2回/年	2回/年	○
職場	男女共同参画推進事業所の認定（累計）	65事業所	90事業所	90事業所	○
教育	教職員向けセミナーの開催	2回/年	2回/年	2回/年	◎
	職業講話の実施（累計）	14校/年	延70校	延74校	○
地域	男女共同参画推進モデル地区の実施（累計）	4地区	延9地区	延9地区	◎

※評価見込 ◎…確実に目標達成の見込み ○…概ね目標達成の見込み

(3) 沼津市女性活躍推進計画 参考指標の状況（抜粋）

	策定時	H29年	H30年	R1年	R2年
市の審議会等における女性委員の登用率（3月末）	23.1%	25.3%	27.3%	30.6%	29.2%
一般事業主行動計画策定事業所数※	1事業所	1事業所	2事業所	7事業所 (R1.12末)	9事業所 (R2.7)
男性の育児休業取得率（県単位）	2.9%	—	8.7%	6.5%	—
保育所等の待機児童数（4月1日現在）	17人	30人	13人	15人	0人

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(従業員数300人以下)

(4) 男女共同参画推進委員会による外部ヒアリング

沼津市男女共同参画推進委員会において、沼津市男女共同参画推進条例第17条に基づき、第4次沼津市男女共同参画基本計画並びに沼津市女性活躍推進計画の全事業について、外部ヒアリングを毎年実施した。

【委員の構成】全13名（専門識者、弁護士、教育関係者、事業者、市民団体代表、公算）

【対象】：第4次基本計画（H28-R2） 114事務事業 } ・関係課32課
：女性活躍推進計画(H29-R2) 74事務事業 } ・事務事業の重複有

【意見の例】

- ・女性は就職面接で子の保育状況を聞かれる。（積極的な子育て情報の発信）
- ・地域防災に女性等の意見と視点が足りない。（地域活動への啓発の必要性）
- ・市審議会は女性派遣の依頼を要請し登用促進を。（女性活躍の取組例示）

2.現状と課題を踏まえた重点取組

(1)男女平等と人権尊重によるDV防止の徹底

現状：DV相談（実人数）の推移が増加傾向

29年度141人、30年度144人、元年度164人

課題1：女性等に対するあらゆる暴力の根絶のため、DVは人権侵害であることを一人ひとりが正しく理解し、暴力の未然防止とDVを許さない社会意識の醸成が必要。

課題2：性的マイノリティへの理解と配慮の意識醸成が必要

(2) 女性活躍の更なる推進

現状：①単位PTA会長の女性割合:28年度20.0%、元年度20.0%②市女性管理職の状況：28年度12.1%、元年度15.5%（②国の目標30.0%）

課題：政策・方針決定過程への女性の参画、政治分野や職場におけるリーダーシップの女性活躍の拡大が必要。

(3) 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの確実な推進

現状：①男性の育児休業取得率(県単位) :27年度2.9%、元年度6.5%②男性の家事関連時間:元年度1時間6分（国の目標2時間30分）

課題1：家庭において、男性が家事・育児・介護等を自らのことと捉え、男女が協力した参画が必要。

課題2：職場において、多様性のある働き方の環境づくりへの取り組みと企業と個人の意識の変革が必要。

新たな課題

性的マイノリティへの理解と配慮

◆「LGBT」という言葉の認知度		※LGBTは同性愛者（レズビアン、ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、生物学上の性別と本人が自認する性別が異なる人（トランスジェンダー）の頭文字をつなげたもの。LGBTsなどと表現する場合もある。
知っている	50.7%	
知らない	41.7%	
無回答	7.6%	

◆「LGBT」の方に対する考え（知っている人のみ）

配慮は必要だがどんな配慮必要かわからない。	36.4%
配慮等について特に考えたことはない。	31.7%
周囲にいるか不明だが、言動や発言は気を付けている。	23.6%
周囲にいるので、言動や発言は気を付けている。	4.1%

平成30年度市民意識調査

新型コロナ以降の社会・経済の変化

- ◆生活不安やストレスによるDVの深刻化の歯止め
- ◆新型コロナ感染者への偏見・差別等に対する人権擁護

SDGs（持続可能な開発目標）との連動

2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す。男女共同参画の視点から「5.ジェンダー平等の実現」を中心とした取り組みが求められている。



3.第5次基本計画の内容（案）

計画目標 （仮）人がいきいきと誇り高く活躍するまち・沼津

考え方 ～（仮）男女平等や人権尊重を基本とした、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍を積極的に推進する「人を中心とした持続可能なまちづくり」～

横断的視点 ①男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍 ②女性等への暴力など人権侵害の徹底的な排除
③より弱い立場の女性の安全・安心な生活基盤の確立

計画の体系

基本理念（条例第3条）	基本的施策	法の位置付け	施策の方針
I 男女の人権の尊重	1 男女の人権と性を尊重する教育の充実	女性 活躍 DV 防止	1 男女の人権を尊重するための意識啓発 2 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実 3 多様な性のあり方の尊重 4 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供
	2 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	DV 防止	5 セクハラ、マタハラ、DV等の女性等への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進 6 被害者への相談体制の充実と自立支援
II 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現	3 男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援		7 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援 8 高齢者・障害者等の社会参加支援
	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性 活躍	9 市の審議会等への女性の参画拡大 10 市役所・教育の場における女性の積極的登用 11 企業・各種団体における女性の積極的登用
III 過程への女性の参画拡大	5 社会における女性の活躍推進	女性 活躍	12 地域活動における女性の参画拡大 13 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
	6 家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	女性 活躍	14 男性の積極的な家庭参画と心豊かな暮らしの実現
IV あらゆる分野における男女共同参画の推進	7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	女性 活躍	15 職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進 16 女性活躍に理解ある事業所の取組推進 17 個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進 18 男性の働き方と職場風土の改革
	8 教育の場における男女共同参画の推進	女性 活躍	19 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成 20 多様な選択を可能にするキャリア教育の推進
V 男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	9 地域における男女共同参画の推進	女性 活躍	21 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大 22 NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援 23 男女共同参画社会に向けた地域環境整備 24 男女のニーズを捉えた防災対策の推進
	10 国際協調に基づく男女共同参画の推進		25 男女共同参画に関する国際情報の収集・提供 26 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進 27 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実
VI 国際理解と協調			

(1)主な特徴	(2)新規・改善の主な取り組み	(3)策定までの主なスケジュール
①現行の ・第4次沼津市男女共同参画基本計画 ・沼津市女性活躍推進計画 に、 ・DV防止法に基づく基本計画（未策定）を加えて改定し、3計画を包括した計画（計画期間 令和3～7年度の5カ年）	1 改善 市審議会等の女性登用率を30%→35%へ	9月 調整会議（関係課長）にて施策検討
	2 改善 単位PTA会長の女性の割合を20.0%→25.0%へ	10月 幹事会（関係部長）にて素案検討
	3 改善 市女性職員の管理職登用率を15.5%→20.0%へ	11月 諮問案の決定 沼津市男女共同参画推進委員会に諮問
	4 新規 事業所への「健康経営」や「ダイバーシティ経営」の支援	1月 沼津市男女共同参画推進委員会より答申
	5 改善 公共調達における女性活躍推進企業の優遇	2月 総務委員会報告 パブリックコメント
	6 新規 情報化による行政経営の効率化	
	7 新規 性的マイノリティへの理解を深める研修と相談体制づくり	3月 第5次基本計画案 決定
	8 改善 DVの防止と相談・自立支援体制の強化	4月 施行

＜令和2年11月現在＞